

**健康経営優良法人（大規模法人部門）認定基準適合書 兼  
健康経営優良法人（大規模法人部門）申請書**

参考資料2

日本健康会議 健康経営優良法人認定委員会 宛て

平成 年 月 日

法人名

代表者氏名 : \_\_\_\_\_ 印

保険者名 : \_\_\_\_\_

代表者氏名 : \_\_\_\_\_ 印

裏面の誓約事項に同意の上、健康経営優良法人の認定を申請します。

## ■ 認定基準適合状況

貴法人の認定基準適合状況 

評価項目	対応調査項目	貴法人の適合状況
1 健康宣言の社内外への発信	Q10健康保持・増進に対する全社方針を明文化している & Q11情報開示している	○
2 健康づくり責任者が役員以上	Q13責任者が経営トップ 又は 担当役員	○
3 ①定期健診受診率	Q22一般定期健康診断受診率が100%	○
4 ②受診勧奨の取り組み	Q23任意健診・検診の受診勧奨を実施 or Q26一般定期健康診断、任意健診・検診後に医療機関への受診勧奨を実施	○
5 ③ストレスチェックの実施	Q22(g)ストレスチェックを実施	○
6 ④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)	Q19健康課題に対して改善目標指標を設定	○
7 ⑤管理職又は一般社員それぞれに対する教育機会の設定	Q18管理職教育を実施 or Q30従業員教育を実施	○
8 ⑥適切な働き方実現に向けた取り組み	Q35労働時間適正化施策を実施	○
9 ⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み	Q32-2. 職場環境整備 or Q34-5. 祭り、運動会などの施策を実施	×
10 ⑧保健指導の実施及び特定保険指導実施機会の提供	Q25保健指導の実施 & Q42特定保健指導の実施率向上に向けた施策の実施	○
11 ⑨食生活の改善に向けた取り組み	Q32-5. 職場環境整備 or Q34-1. 健康に配慮した食事の提供、朝食の提供等を実施	○
12 ⑩運動機会の増進に向けた取り組み	Q32-4. 職場環境整備 or Q34-2.スポーツジム等への利用補助、体操等の施策を実施	×
13 ⑪受動喫煙対策	Q33全面禁煙 or 完全分煙の事業所のみが存在	○
14 ⑫従業員の感染症予防に向けた取り組み	Q31感染症対策を実施	○
15 ⑬長時間労働者への対応に関する取組	Q36長時間労働者対応策を実施	○
16 ⑭不調者への対応に関する取組	Q28 & Q28SQ1メンタル不調者を対象とした職場復帰、両立支援策を実施	○
17 産業医又は保健師が、健康保持・増進の立案・検討に関与している。	Q15(b)-2or3. 施策の立案検討に産業医又は保健指導の医療専門職が関与	○
18 健康保持・増進を目的とした導入施策への効果検証を行っている	Q24導入施策の効果検証を実施	○
19 健保等保険者と連携を行っている	Q40健保等保険者と協議 or Q41保険者と連携するために会議を開催	○

※二重枠項目は必須項目、それ以外は全14項目中11項目の達成が要件

<以下に法人の御担当者の御連絡先を記入下さい。認定委員会事務局より御連絡させて頂く可能性がございます。なお、認定された場合、認定書を発行しますが、その送付先は、健康経営度調査で御記入頂いた部署宛となります。>

所属部署名・御役職名	ご担当者名
連絡先：電話	E-mail

# 健康経営優良法人（大規模法人部門） 誓約事項

健康経営優良法人（大規模法人部門）に対する申請にあたり、下記の事項を遵守すること。

1. 申請日から過去3年以内に以下の事実がないこと。
  - (1) 労働基準法、労働安全衛生法等の従業員の健康管理に関する法令に係る違反により、送検されている、行政機関により法人名が公表されている又は是正勧告を受けたが是正措置を講じていないこと。
  - (2) 労働安全衛生法78条又は79条に基づき安全衛生管理特別指導事業場に指定されていること。
2. 申請内容に虚偽がないこと。また、認定審査に際し、日本健康会議健康経営優良法人認定委員会から追加的な確認が求められた場合には誠実に対応すること。
3. 過去、現在及び将来にわたって、暴力団等の反社会的勢力に所属せず、これらのものと関係を有していないこと。
4. 健康経営優良法人に認定されたときには、以下の事項を遵守すること。
  - (1) 申請書に記載し、認定の根拠となった事実・取組については、定期的・継続的に法人内の状況を適切に把握し、申請時点の取組状況を維持又は向上させるよう努めること。  
なお、取組等の状況確認のため、日本健康会議健康経営優良法人認定委員会において調査が必要と認められた場合は、これに協力し誠実に対応すること。
  - (2) 健康経営優良法人のロゴマークは、「健康経営優良法人ロゴマーク使用規約」に従い、かつ、認定有効期間内に限り使用すること。
  - (3) 申請時点での法人の名称や所在地、連絡先に変更が生じた場合は、速やかに別添1の変更事項報告書により報告すること。
  - (4) 申請時点で記載した事実・取組状況に変更が生じ、その結果、認定基準を満たさなくなった場合は、速やかに別添2の認定書返納届とともに認定書を返納すること。
  - (5) 認定基準又はこの誓約の内容に反する事実が明らかになり、これに基づいて認定が取消され、その事実が公表されることに伴い、不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てないこと。
  - (6) 認定書を返納した場合又は認定が取り消された場合に、健康経営優良法人としての自称及びロゴマークの使用を速やかに取りやめること。